千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
1　生活の支援					
1 （１）相談支援					
1	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。	健康福祉指導課	49,177千円	県が事業を所管する町村部を含む６つの健康福祉センター圏域において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者等に対する相談支援を実施。
2	生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。	健康福祉指導課	14,784千円	全６圏域において、生活困窮者に対し家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から専門的な助言や指導等を実施。
3	生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。	健康福祉指導課	352千円	県内の生活保護担当職員及び生活困窮者自立支援制度に関わる支援員等に対し、初任者研修及び従事者研修等を実施。
4	中核地域生活支援センター事業	県が県内１３箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	健康福祉指導課	345,201千円	県が県内１３箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。
5	ＡＩを活用した福祉相談窓口案内事業	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24 時間365 日自動応答し、相談先を案内するＡＩを活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。	健康福祉指導課	31,000千円	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24 時間365 日自動応答し、相談先を案内するＡＩを活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。
6	民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。	健康福祉指導課	8,993千円	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。
7	児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。	児童家庭課	401,139千円	地域のこども、家庭の福祉の向上を図るため、こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。
8	ひきこもり地域支援センター	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、必要に応じ面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。	精神保健福祉センター	10,069千円	・本人や家族等からの電話相談に応じ、相談内容に応じて適切な関係機関につなげるとともに、希望者に対して面接やアウトリーチを実施する。 ・医師、公認心理士、精神保健福祉士等の多職種チームによる市町村支援として、事例検討会や同行訪問を行う。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
9	子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、こども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	県民生活課	19,352千円	①千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営 ・総相談件数（2,000件程度） うち面接（オンライン含む）相談（300件程度） ・関係機関との連携会議・保護者向け勉強会の実施(各年6回) ・若者を対象とした支援プログラムの実施 ②相談センターを周知するためのリーフレット、ポスターを作成・配付 ・リーフレット(22,000部) ・ポスター(2,000部)
10	ちば地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。	雇用労働課	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム（セミナー、職業体験等）等を実施する。
11	母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	子育て支援課	83,652千円	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
12	母子・父子自立支援員に対する研修	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。	子育て支援課	160千円	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。
13	ひとり親家庭等生活向上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。	子育て支援課	253千円	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。
14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。	子育て支援課	2,990千円	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。
15	妊娠ＳＯＳ相談事業	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠　出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関やこども家庭センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。	子育て支援課	24,000千円	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメールの他、チャットでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関やこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）などの支援機関へ同行し、相談支援を行う。
16	こども家庭センター支援事業	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。	子育て支援課	4,998千円	こども家庭センターの職員や同センターと連携する地域の母子保健従事者等に対し、スキルアップ研修を行い母子保健に関する包括的な相談を行う市町村を支援する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
17	母子保健指導事業	安心で安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。	子育て支援課	4,639千円	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、児童家庭課において母子保健指導者研修会を開催するとともに、保健所毎に必要な研修、連絡会、母子保健推進協議会等を開催する。
18	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	児童家庭課	76,000千円	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、市町村が実施する「乳幼児家庭全戸訪問事業」を促進する。
19	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。	児童家庭課	18,000千円	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「養育支援訪問事業」を促進する。
20	保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
21	幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	教育庁学習指導課	11,218千円	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣し、研修等での講義や幼保小の連携等への指導・助言を行う。また、指導力等の向上を図るために初任者研修、幼保小の架け橋プログラム研修等の幼児教育関係研修を実施する。
22	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 ※予算額は認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため分割不可。
23	放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 ※予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため分割不可。
1 （２）食・住生活への支援					
24	「早寝早起き朝ごはん」国民運動	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。	教育庁生涯学習課	―	ウェブサイトで、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
25	ちば食育活動促進事業	健康な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。	環境農業推進課	7,665千円	①県食育推進県民協議会の開催(1回) ②地域食育推進会議の開催(県内10地域10回) ③「ちば食育ボランティア」研修事業(1回) ④元気な「ちば」を創る食育応援企業連絡会の開催(1回) ⑤地域食育活動交換会の開催(県内10地域10回) ⑥市町村食育推進計画作成促進活動 ⑦食育月間における啓発(6月・11月) ⑧啓発資料の作成・配布（5種約5万部） ⑨地産地消食育推進事業（1回）
26	生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）	収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。	健康福祉指導課	122,295千円	千葉県社会福祉協議会において、低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図るとともに、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の連携強化を促進できるよう、生活福祉資金貸付事業の事務費を補助する。
27	フードバンク活動支援事業	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。	健康福祉指導課	26,000千円	県内フードバンク団体のネットワーク構築を支援するため、県全域の中核となるフードバンク及び各圏域の拠点となるフードバンクの機能強化等に対し補助する。 ・中核的フードバンク活動支援事業　14,000千円(1団体) ・地域拠点フードバンク活動支援事業 12,000千円(1,500千円×8団体)
28	千葉県こども食堂サポートセンター事業	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課	10,284千円	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
29	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課	10,000千円	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給を行うことで、生活基盤を安定させる。
30	県営住宅における子育て世帯への優遇措置	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、１８歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、１８歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。	住宅課	―	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに子育て世帯のみが申込できる枠を設定する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
31	住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。	住宅課	2,729千円	住宅各要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行う。 また、市町村向け・関係事業者向け講習会等を行う。
32	母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。	子育て支援課	127,000千円	町村居住者について要保護者を措置。
1 （３）居場所と支援の連携					
33	千葉県こども食堂サポートセンター事業(再掲)	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課	10,284千円	こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
34	課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困をはじめ、困難な状況におかれているこどもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。	健康福祉指導課	18,330千円	＜居場所カフェ開催委託＞18,050千円 中核地域生活支援センター(全13箇所)への委託により、県立高校13校において校内居場所カフェを開催する。 ＜校内居場所事業運営会議＞280千円 校内居場所カフェを実施する中核地域生活支援センターと県立高校等による意見交換等を行うための会議を開催する。
1 （４）里親や児童養護施設等のこどもへの支援					
35	里親等への委託の推進	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できないこどもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。	児童家庭課	75,640千円	・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等を行う。 ・こどもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。
36	児童養護施設、乳児院等の機能強化	児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、こどもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。	児童家庭課	364,777千円	・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用する施設に対し補助する。 ・施設に入所するこどもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を補助する。 ・施設に入所するこどもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
37	社会的養護自立支援拠点事業（児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業）	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。	児童家庭課	75,500千円	・施設等の退所者等を対象として、自立生活への不安や悩み等の相談に応じる相談窓口を設置する（外部委託）。
38	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課	10,310千円	施設等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
39	児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。	児童家庭課	4,495千円	児童養護施設や里親等のもとで育ったこどもたちが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、、就学期間中返済不要の奨学金を給付することにより、大学や専門学校等に進むための支援を行う。
2　教育の支援					
2（１）就学支援の充実					
40	幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課	（学事課） 3,100,000千円	（学事課） 市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費（幼稚園・認可外保育施設等の利用料等）に要する費用の一部を負担する。
41	実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等＊に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 ＊特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	子育て支援課	38,000千円	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等＊に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 ＊特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
42	特別支援教育就学奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	教育庁財務課	674,727千円	特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の全部又は一部を支給する。
43	生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	生活保護を受けている世帯のこどもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。	健康福祉指導課	10,657千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費・給付金等を支給する。 ※予算額は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金全体の金額を記載。 （左記事業内容は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金の一部についての説明）

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
44	小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。	教育庁財務課 教育庁保健体育課	-	各市町村において、援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。（学用品等）
45	公立学校給食費無償化事業	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第３子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第３子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。	教育庁保健体育課	1,238,000千円	第３子以降（公立の義務教育諸学校に在籍するものに限る）の学校給食費を補助する。 ・市町村と連携し、県は学校給食費の１／２（千葉市１／４）を補助する。 ・県立中学校又は県立特別支援学校小・中学部に在籍する第３子以降の子に全額補助する。
46	公立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。（学事課 555,000千円、教育庁財務課847,000千円）
47	千葉県奨学資金の貸付制度	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	2,267,913千円	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。
48	高等学校等就学支援金	※№47に一括して記載	教育庁財務課	7,966千円	公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、年収910万円未満程度の世帯に授業料相当額の就学支援金を給付する。
49	高等学校等授業料減免制度	※№47に一括して記載	教育庁財務課	－	家計急変等により授業料の納付が困難となった県立高等学校の生徒の就学を容易にするため、授業料の全額又は半額の減免を行う（高等学校等就学支援金または専攻科修学支援金で対応できる部分を除く）。
50	夜間定時制高等学校夕食費補助事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成（補助）する。	教育庁保健体育課	2,794千円	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成する。 ・夜間定時制高校の在校生で、生活保護又は市町村民税所得割非課税世帯の該当者に１食あたり２００円を助成する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
51	私立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。（学事課555,000千円、教育庁財務課847,000千円）
52	私立高等学校入学金軽減事業	※№51に一括して記載	学事課	270,000千円	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。
53	私立高等学校等授業料減免事業	※№51に一括して記載	学事課	1,398,000千円	私立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒の授業料負担軽減を図るため、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。
54	私立高等学校等就学支援金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	9,750,000千円	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）に基づき高等学校等就学支援金を支給する。
55	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	122,295千円	生活福祉資金（教育支援資金）の貸付を行う ために必要な事務費等について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付する。
56	母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	子育て支援課	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
57	生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援の充実を図る。	健康福祉指導課	29,943千円	県が事業を所管する町村部（１７町村）において学習の支援や居場所の提供などを実施。生活困窮者自立支援法の改正により学習支援事業から学習・生活支援事業とされたことを踏まえ、全６圏域に生活支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善に関する助言等を実施。
58	ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業)	ひとり親家庭等のこども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、こどもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭のこども等の生活の向上を図る。	子育て支援課	206,689千円	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。 また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
2 （2） 学校を核としたこどもへの支援					
59	スクールソーシャルワーカーの配置	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	1,143,191千円	スクールカウンセラーを(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
60	スクールカウンセラーの配置	※№59に一括して記載	教育庁児童生徒安全課	※№59に一括計上	※№59に一括して記載
61	教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	※№59に一括して記載	教育庁児童生徒安全課	2,649千円	子どもをとりまく様々な課題を解決するとともに教職員が主体的に取り組む能力及び資質を身に付けることができるように生徒指導・教育相談等に係る研修の充実を図る。
62	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
63	教育相談事業	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。	教育庁児童生徒安全課	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
64	放課後子供教室推進事業	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。	教育庁生涯学習課	317,793千円	・38市町389校459教室で実施予定 （うち補助金活用は32市町271校336教室を予定） ・推進委員会の開催(2回) ・放課後子供教室指導スタッフ等研修会(1回) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座(10回)
2 （3） 高等学校中退のこどもに対する支援					
65	ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム（セミナー、職業体験等） 等を実施する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
66	公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁財務課	1,043千円	公立高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学した際に、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額の学び直し支援金を支給する、
67	私立高等学校等学び直し支援金	※№66に一括して記載	学事課	17,330千円	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支
3　保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援					
3（１）保護者の職業生活の「安定」に資するための就労の支援					
68	生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。	健康福祉指導課	42,486千円	自立相談支援機関において生活困窮者等に対する就労支援や、就労にすぐにつながらない者に対する日常生活等の自立訓練などを行う就労準備支援事業を実施。また、健康福祉センターとハローワークが連携した生活保護受給者等に対する就労支援や就労意欲喚起のためのセミナー開催などを実施。 被保護世帯からの申請等により、当該給付金を支給する。
69	千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、県内各地での出張セミナーを市町村と共催するなど、各種の就労支援を実施する。	雇用労働課	99,805千円	子育て中の女性や中高年齢者を対象に、生活就労相談や再就職支援セミナー、ハローワークと連携した職業紹介など、求職者のニーズに応じたきめ細かい支援を実施
70	離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。	産業人材課	1,292千円	職業能力の開発を必要とする求職者の再就職を支援するため、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を約219コース実施し、約4,169人が受講予定
71	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。	子育て支援課	14,475千円	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。
72	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	子育て支援課	97千円	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。
73	母子父子寡婦福祉資金の貸付(再掲)	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	子育て支援課	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
3（２）保護者の職業生活の「向上」に資するための就労の支援					
74	生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。	健康福祉指導課	2,042千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費等を支給する。 ※予算額は生業扶助全体の金額を記載。（左記事業内容は生業扶助の一部についての説明）

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
75	母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対し、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	子育て支援課	11,232千円	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。
76	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	子育て支援課	80,280千円	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、 ・入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。
77	放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業または助成する事業に補助を行う。	子育て支援課	3,489,000千円	小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。
78	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	子育て支援課	135,000千円	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備。 ※市町村事業(国庫補助事業1/3)の県負担分1/3
79	ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。	子育て支援課	83,000千円	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。
4 経済的支援					
80	生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）（再掲）	収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	122,295千円	千葉県社会福祉協議会において、低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図るとともに、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の連携強化を促進できるよう、生活福祉資金貸付事業の事務費を補助する。
81	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金(再掲)	離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課	10,000千円	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給を行うことで、生活基盤を安定させる。
82	県営住宅における子育て世帯への優遇措置(再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、１８歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、１８歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。	住宅課	―	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに子育て世帯のみが申込できる枠を設定する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
83	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(再掲)	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課	10,310千円	施設等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
84	児童養護施設等退所者に対する奨学金制度(再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。	児童家庭課	4,495千円	児童養護施設や里親等のもとで育ったこどもたちが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、、就学期間中返済不要の奨学金を給付することにより、大学や専門学校等に進むための支援を行う。
85	幼児教育・保育の無償化(再掲)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課	（学事課） 3,100,000千円	（学事課） 市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費（幼稚園・認可外保育施設等の利用料等）に要する費用の一部を負担する。
86	実費徴収に係る補足給付(再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。	子育て支援課	38,000千円	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等＊に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 ＊特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
87	特別支援教育就学奨励費(再掲)	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	教育庁財務課	674,727千円	特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の全部又は一部を支給する。
88	生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金(再掲)	生活保護を受けている世帯のこどもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、 給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。	健康福祉指導課	10,657千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費・給付金等を支給する。 ※予算額は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金全体の金額を記載。（左記事業内容は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金の一部についての説明）
89	小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)(再掲)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。	教育庁財務課 教育庁保健体育課	-	各市町村において、援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。（学用品等）

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
90	公立学校給食費無償化事業(再掲)	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第３子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第３子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。	教育庁保健体育課	1,238,000千円	第３子以降（公立の義務教育諸学校に在籍するものに限る）の学校給食費を補助する。 ・市町村と連携し、県は学校給食費の１／２（千葉市１／４）を補助する。 ・県立中学校又は県立特別支援学校小・中学部に在籍する第３子以
91	公立高等学校等奨学のための給付金(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。（学事課 555,000千円、教育庁財務課847,000千円）
92	千葉県奨学資金の貸付制度(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	2,267,913千円	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。
93	高等学校等就学支援金(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	7,966千円	公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、年収910万円未満程度の世帯に授業料相当額の就学支援金を給付する。
94	高等学校等授業料減免制度(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	－	家計急変等により授業料の納付が困難となった県立高等学校の生徒の就学を容易にするため、授業料の全額又は半額の減免を行う（高等学校等就学支援金または専攻科修学支援金で対応できる部分を除く）。
95	夜間定時制高等学校夕食費補助事業(再掲)	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成（補助）する。	教育庁保健体育課	2,794千円	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成する。 ・夜間定時制高校の在校生で、生活保護又は市町村民税所得割非課税世帯の該当者に１食あたり２００円を助成する。
96	私立高等学校等奨学のための給付金(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。（学事課 555,000千円、教育庁財務課847,000千円）
97	私立高等学校入学金軽減事業(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	270,000千円	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。
98	私立高等学校等授業料減免事業(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	1,398,000千円	市立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒の授業料負担軽減を図るため、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。
99	私立高等学校等就学支援金(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	9,750,000千円	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）に基づき高等学校等就学支援金を支給する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
100	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）(再掲)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	122,295千円	生活福祉資金（教育支援資金）の貸付を行う ために必要な事務費等について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付する。
101	母子父子寡婦福祉資金の貸付(再掲)	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	子育て支援課	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
102	公立高等学校学び直し支援金制度(再掲)	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁財務課	1,043千円	公立高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学した際に、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額の学び直し支援金を支給する、
103	私立高等学校等学び直し支援金(再掲)	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	学事課	17,330千円	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
104	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	600,000千円	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。
105	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。	子育て支援課	1,045,000千円	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。
106	母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。	子育て支援課	14,475千円	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。
5　支援につなぐ体制整備					
107	保育士等キャリアアップ研修事業(再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
108	幼児教育推進事業(再掲)	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	教育庁学習指導課	11,218千円	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣し、研修等での講義や幼保小の連携等への指導・助言を行う。また、指導力等の向上を図るために初任者研修、幼保小の架け橋プログラム研修等の幼児教育関係研修を実施する。
109	放課後児童支援員認定資格研修事業(再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度の受講定員は1,560人(120人×13ｸｰﾙ)である。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
110	放課後児童支援員等資質向上研修事業(再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
111	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	1,143,191千円	スクールカウンセラーを(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
112	スクールカウンセラーの配置(再掲)	※№111に一括して記載	教育庁児童生徒安全課	※№111に一括計上	※№111に一括して記載
113	教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施(再掲)	※№111に一括して記載	教育庁児童生徒安全課	2,649千円	子どもをとりまく様々な課題を解決するとともに教職員が主体的に取り組む能力及び資質を身に付けることができるように生徒指導・教育相談等に係る研修の充実を図る。
114	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
115	家庭教育支援チーム設置推進事業	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。	教育庁生涯学習課	3,956千円	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。 7市町：野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、富津市、酒々井町、茂原市
116	気づきのためのチェックシート、支援につなぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。	健康福祉指導課	266千円	令和2年度に策定した「(こどもの貧困に関する)気づきのチェックシート」の見直しのための検討会を開催する。

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
117	ヤングケアラー支援体制強化事業	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。またより気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。	児童家庭課	27,000千円	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。
118	市町村の包括的相談支援体制の普及促進	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。	健康福祉指導課	―	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。
6　支援をひろげるための取組					
119	こどもの貧困に関する周知啓発	貧困状態にあるこどもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者であるこどもとその家庭も含めた啓発を行う。	健康福祉指導課	417千円	令和6年度に実施した「千葉県こどもの生活実態調査」の結果を、県ホームページへの公表や市町村へ送付する他、様々な場面をとらえて周知啓発を行う。 また、周知方法や周知に用いる資料について、こどもの貧困対策に関する会議体（※)に協議する。 ※こどもの貧困対策専門部会 151千円 気づきのチェックシート検討会 266千円
7　若者への支援					
120	フードバンク活動支援事業(再掲)	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。	健康福祉指導課	26,000千円	県内フードバンク団体のネットワーク構築を支援するため、県全域の中核となるフードバンク及び各圏域の拠点となるフードバンクの機能強化等に対し補助する。 ・中核的フードバンク活動支援事業　14,000千円(1団体) ・地域拠点フードバンク活動支援事業 12,000千円(1,500千円×8団体)

千葉県こども・若者みらいプラン 事業一覧（Ⅰ-4-① こどもの貧困対策）

資料1

通し番号	事業名	事業内容	担当課	令和７年度計画	
				当初予算（千円）	予定事業内容
121	ジョブカフェちば事業	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。	雇用労働課	162,500千円	・ハローワーク等と連携して、若年求職者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベントなど、総合的な就労支援サービスを実施する。 ・企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。
122	ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。	雇用労働課	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム（セミナー、職業体験等）等を実施する。
123	消費者教育啓発事業	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。	くらし安全推進課	8,745千円	・若者向け消費者教育用教材〔オトナ社会へのパスポート、5つのストーリー〕の作成 ・教員向け研修会の実施 ・子育て世帯向け消費者教育啓発イベントの開催 ・消費者自立支援講座の開催
124	困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。	児童家庭課	47,400千円	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。
125	困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。	児童家庭課	※№124に一括計上	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。
126	困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、ＳＮＳ等による相談や、必要に応じて面談を実施する。	児童家庭課	※№124に一括計上	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、ＳＮＳ等による相談や、必要に応じて面談を実施する。